

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎ 963-1730（直）

「合理的配慮の提供」をご存知ですか

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

■「合理的配慮の提供」とは？

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障がいのない人には簡単に利用できる一方で、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような障がいのある人にとつての社会的なバリアについて、個々の場面で障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

■合理的配慮の具体例

○ルールや慣行の柔軟な変更（例：学習障がい障がいのある人から「文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへの参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない」と

の申出があった。

↓書き写す代わりに、デジタルカメラやスマートフォン、タブレット端末などでホワイトボードを撮影できることとした。

○物理的環境への合理的配慮

（例：肢体不自由）

飲食店で障がいのある人から「車いすのまま着席したい」と申出があった。

↓机に備え付けのいすを片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。



■「建設的対話」を重ねましょう

合理的配慮の提供にあたっては、社会的なバリアを取り除くための必要な対応について、事業者と障がいのある人との間で対話を重ね、ともに解決策を検討する「建設的対話」が重要です。障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、障がいのある人・事業者の双方が持っている情報や意見を伝えあい、建設的対話に努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

出典：政府広報オンライン (<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)

■■■ 新しい相談窓口「つなぐ窓口」 ■■■

「合理的配慮の提供」についての相談を地方自治体や各府省庁の適切な相談窓口につなぐほか、障害者差別解消法についての質問に回答する新しい相談窓口として「つなぐ窓口」が試行事業として開設されました。

「つなぐ窓口」

電話相談：0120-262-701 メール相談：info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

対応時間：午前10時～午後5時 ※週7日受付（祝日・12月29日から1月3日を除く）

開設期間：～令和7年3月下旬